

◎出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案新旧対照表
○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>出入国管理法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章　〔略〕</p> <p>第三章　上陸の手続</p> <p>第一節～第三節　〔略〕</p> <p>第四節　上陸の特例（第十四条～第十八条）</p> <p>第四章　〔略〕</p> <p>第五章　退去強制の手続</p> <p>第一節　〔略〕</p> <p>第二節　収容等（第三十九条～第四十四条）</p> <p>第三節　審査、口頭審理及び異議の申出（第四十五条～第五十条の二）</p> <p>第四節　〔略〕</p> <p>第五節　容疑者収容許可状等の失効による放免及び仮放免（第五十三条の二～第五十五条）</p> <p>第五章の二～第七章　〔略〕</p> <p>〔削る〕</p>	<p>出入国管理及び難民認定法</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章　〔略〕</p> <p>第三章　上陸の手続</p> <p>第一節～第三節　〔略〕</p> <p>第四節　上陸の特例（第十四条～第十八条の二）</p> <p>第四章　〔略〕</p> <p>第五章　退去強制の手続</p> <p>第一節　〔略〕</p> <p>第二節　収容（第三十九条～第四十四条）</p> <p>第三節　審査、口頭審理及び異議の申出（第四十五条～第五十条）</p> <p>第四節　〔略〕</p> <p>第五節　仮放免（第五十四条・第五十五条）</p> <p>第五章の二～第七章　〔略〕</p> <p>第七章の二　難民の認定等（第六十一条の二～第六十一条の一の十）</p>

第八章 補則（第六十一条の二）—第六十九条の三）

第九章 [略]

附則

（目的）

第一条 出入国管理法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ることを目的とする。

（目的）

第一条 出入国管理及び難民認定法は、本邦に入国し、又は本邦から出国する全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。

（定義）

第二条 出入国管理法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 [略]

〔削る〕

（定義）

第二条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 [略]

〔削る〕

三の二 難民 難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）

第一条の規定又は難民の地位に関する議定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。

四～九 [略]

十 入国審査官 第六十一条の二に定める入国審査官をいう。

十一・十二 [略]

〔削る〕

十 入国審査官 第六十一条の三に定める入国審査官をいう。

十一・十二 [略]

十二の二 難民調査官 第六十一条の三第二項第二号（第六十一条

の二の八第二項において準用する第二十二条の四第二項に係る部分に限る。) 及び第三号(第六十一条の二の十四第一項に係る部分に限る。)に掲げる事務を行わせるため出入国在留管理庁長官が指定する入国審査官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三に定める入国警備官をいう。

十三 入国警備官 第六十一条の三の二に定める入国警備官をいう。

十四～十六 【略】

十四～十六 【略】

(在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格(高度専門職の在留資格にあっては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあっては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあっては同表の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能にあっては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含む。以下同じ。)又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2・3 【略】

(外国人の入国)

第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはな

第三条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入つてはな

(在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格(高度専門職の在留資格にあっては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあっては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあっては同表の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあっては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあっては同表の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2・3 【略】

(外国人の入国)

らない。

一　〔略〕

二　入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（難民等の保護に関する法律（令和三年法律第号。以下「難民等保護法」という。）第十二条第四項前段及び第五項の規定による許可を含む。以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）

2
〔略〕

（上陸の拒否）

第五条　次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～五　〔略〕

五の二　国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議（以下「国際競技会等」という。）の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に関

らない。

一　〔略〕

二　入国審査官から上陸許可の証印若しくは第九条第四項の規定による記録又は上陸の許可（以下「上陸の許可等」という。）を受けないで本邦に上陸する目的を有する者（前号に掲げる者を除く。）

2
〔略〕

（上陸の拒否）

第五条　次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～五　〔略〕

五の二　国際的規模若しくはこれに準ずる規模で開催される競技会若しくは国際的規模で開催される会議（以下「国際競技会等」という。）の経過若しくは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊したことにより、日本国若しくは日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられ、又は出入国管理法の規定により本邦からの退去を強制され、若しくは日本国以外の国の法令の規定によりその国から退去させられた者であつて、本邦において行われる国際競技会等の経過若しくは結果に關

連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

六〇十四　〔略〕

2　〔略〕

（上陸の申請）

第六条　本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものは第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は難民等保護法第二十六条第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2・3　〔略〕

くは結果に関連して、又はその円滑な実施を妨げる目的をもつて、当該国際競技会等の開催場所又はその所在する市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区）の区域内若しくはその近傍の不特定若しくは多数の者の用に供される場所において、人を殺傷し、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は建造物その他の物を損壊するおそれのあるもの

六〇十四　〔略〕

2　〔略〕

（上陸の申請）

第六条　本邦に上陸しようとする外国人（乗員を除く。以下この節において同じ。）は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券、第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者（第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものは第二十六条の三第一項の規定により再入国の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下同じ。）の旅券又は第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。

2・3　〔略〕

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は難民等保護法第二十六条第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～四　〔略〕

2～4　〔略〕

(上陸許可の証印)

第九条　〔略〕

2　〔略〕

3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。ただし、当該外国人が第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は難民等保護法第二十六条第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者である場合は、この限りでない。

4～6　〔略〕

7 外国人は、第四節又は難民等保護法第十二条に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十一条第十三項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

(入国審査官の審査)

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号)に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～四　〔略〕

2～4　〔略〕

(上陸許可の証印)

第九条　〔略〕

2　〔略〕

3 第一項の証印をする場合には、入国審査官は、当該外国人の在留資格及び在留期間を決定し、旅券にその旨を明示しなければならない。ただし、当該外国人が第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者である場合は、この限りでない。

4～6　〔略〕

7 外国人は、第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、第十一条第八項若しくは第十一条第四項の規定による上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けなければ上陸してはならない。

れば上陸してはならない。

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ
〔略〕

ロ 難民等保護法第二十六条第一項の規定により交付を受けた

難民旅行証明書を所持している者

ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1)
〔略〕

(2) 第一項、第十条第十三項若しくは第十一條第四項の規定によ

る上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。

(3)・(4)
〔略〕

二・三
〔略〕

（口頭審理）

第十条
〔略〕

2・3
〔略〕

4| 当該外国人又はその代理人は、法務省令で定めるところにより、

8 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上

陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号（特別永住者にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする出入国港において第四項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところにより、その旨の登録をすることができる。

一次のイからハまでのいずれかに該当する者であること。

イ
〔略〕

ロ 第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難

民旅行証明書を所持している者

ハ 次の(1)から(4)までのいずれにも該当する者

(1)
〔略〕

(2) 第一項、第十条第八項若しくは第十一條第四項の規定によ

る上陸許可の証印又は第四項の規定による記録を受けた回数が、法務省令で定める回数以上であること。

(3)・(4)
〔略〕

二・三
〔略〕

（口頭審理）

第十条
〔略〕

2・3
〔略〕

〔新設〕

口頭審理が終了するまでの間、特別審理官に対し、当該外国人の引渡しの理由を記載した書面その他の関係書類の閲覧（電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第五十七条第九項において同じ。））にあつては、記録された事項を記載した書面の交付を求める方法により表示したもの（書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、特別審理官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

5| 特別審理官は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書類を提出した入国審査官の意見を聽かなければならない。ただし、特別審理官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6| 特別審理官は、第四項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

7| 第四項の規定による交付を受ける当該外国人又はその代理人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

8| 特別審理官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

9| 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人

〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕

4| 当該外国人は、特別審理官の許可を受けて、親族又は知人の一人

を口頭審理に立ち会わせることができる。

10| 特別審理官は、職権に基づき、又は当該外国人の請求に基づき、法務法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

11|・12| 「略」

13| 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人（第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人にあつては、第六条第三項各号のいづれかに該当すると認定した者又は特別審理官に対し法務省令で定めるところにより電磁的方式によつて個人識別情報を提供した者に限る。第十五項において同じ。）が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

14|・16| 「略」

（異議の申出）

第十一條 前条第十五項の通知を受けた外国人又はその代理人は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出し任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、次条第一項の規定による許可の申請を当該異議の申出と併せてすることができる。

2 主任審査官は、前項前段の異議の申出があつたときは、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなけ

を立ち会わせることができる。

5| 特別審理官は、職権に基き、又は当該外国人の請求に基き、法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。

6|・7| 「略」

8| 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人（第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人にあつては、第六条第三項各号のいづれかに該当すると認定した者又は特別審理官に対し法務省令で定めるところにより電磁的方式によつて個人識別情報を提供した者に限る。第十項において同じ。）が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

9|・11| 「略」

（異議の申出）

第十一條 前条第十項の通知を受けた外国人は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなけ

なければならない。

3 法務大臣は、第一項前段の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。この場合において、異議の申出が理由がないと認めるとときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を当該通知に付さなければならぬ。

4・5 [略]

6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該外国人に対しその旨及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を知らせなければならない。

4・5 [略]

6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該外国人に対しその旨を知らせて、本邦からの退去を命ずるとともに、当該外国人が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者にその旨を知らせなければならない。

（法務大臣の裁決の特例）

第十二条 法務大臣は、前条第三項前段の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の上陸を特別に許可することができます。

一～三 [略]

ればならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

（法務大臣の裁決の特例）

第十二条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の上陸を特別に許可することができる。

一～三 [略]

2 [略]

(仮上陸の許可)

第十三条 主任審査官は、この章に規定する上陸の手続中又は難民等保護法第十二条第一項に規定する一時庇護のための上陸の手続中において特に必要があると認める場合には、これらの手続が完了するときまでの間、当該外国人に対し仮上陸を許可することができる。

2 [略]

3 第一項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

4 前項の保証金は、当該外国人が第十条第十三項若しくは第十一条第四項の規定により上陸許可の証印を受けたとき、又は第十条第十二項若しくは第十六項若しくは第十一条第六項の規定により本邦からの退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

5 [略]

6 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるときは、仮上陸許可者収容許可状により、この章に規定する上陸の手續が完了するまでの間に限

2 [略]

(仮上陸の許可)

第十三条 主任審査官は、この章に規定する上陸の手続中において特に必要があると認める場合には、その手続が完了するときまでの間、当該外国人に対し仮上陸を許可することができる。

2 [略]

3 第一項の許可を与える場合には、主任審査官は、当該外国人に対し、法務省令で定めるところにより、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、二百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

4 前項の保証金は、当該外国人が第十条第八項若しくは第十一条第四項の規定により上陸許可の証印を受けたとき、又は第十条第七項若しくは第十一項若しくは第十一条第六項の規定により本邦からの退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

5 [略]

6 主任審査官は、第一項の許可を受けた外国人が逃亡する虞があると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

り、入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

7| 前項の仮上陸許可者収容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

8| 前項の裁判官は、同項の仮上陸許可者収容許可状を発する前に、第一項の許可を受けた外国人及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

9| 入国警備官は、第七項の裁判官が第一項の許可を受けた外国人について第六項の収容を認めなかつたとき又は次項において読み替えて準用する第四十一条第一項ただし書の裁判官が次項において読み替えて準用する第四十一条第一項ただし書による更新を認めなかつた場合であつてその者を収容しているときは、その者を放免しなければならない。

10| 第四十一条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による前項の仮上陸許可者収容許可状による収容について準用する。この場

〔新設〕

〔新設〕

7| 第四十一条から第四十二条第一項までの規定は、前項の規定による収容に準用する。この場合において、第四十条中「前条第一項の収容令書」とあるのは「第十三条第六項の収容令書」と、「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、第四十一条第一項中「三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。」とあるのは「第三章に規定する上陸の手続が完了するまでの間において、主任審査官が必要と認める期間とする。」と、同条第三項及び第四十二条第一項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と読み替えるものとする。

合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と、「同条第二項」とあるのは「同条第七項」と、第四十一条第一項ただし書中「を限り延長する」とあるのは「^ア」とに当該期間を更新する」と、同条第三項中「容疑者」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人」と、第四十二条第一項中「容疑者を」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人を」と、「容疑者に」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外国人に」と読み替えるものとする。

(退去命令を受けた者がとどまることができる場所)

第十三条の二 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十一条第十二項若しくは第十六項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまることを許すことができる。

2 [略]

[削る]

(退去命令を受けた者がとどまることができる場所)

第十三条の二 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十一条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまることを許すことができる。

2 [略]

(一時庇護のための上陸の許可)

第十八条の二 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人から申請があつた場合において、次の各号に該当すると思料するときは、一時庇護のための上陸を許すことができる。

一 その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入った者であること。

二 その者を一時的に上陸させることが相当であること。

2| 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

3| 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

4| 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めることにより、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができます。

(活動の範囲)

第十九条　〔略〕

2・3　〔略〕

4 前三條に規定する上陸の許可を受けた外国人である乗員は、解雇により乗員でなくなつても、本邦にある間は、引き続き乗員とみなす。

(在留資格変更等に伴う住居地届出)

第十九条の八 第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二

一 その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身体の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入った者であること。

二 その者を一時的に上陸させることが相当であること。

2| 入国審査官は、前項の許可に係る審査のために必要があると認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、電磁的方式によつて個人識別情報を提供させることができる。

3| 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

4| 第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めることにより、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付することができます。

(活動の範囲)

第十九条　〔略〕

2・3　〔略〕

4 第十六条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けた外国人である乗員は、解雇により乗員でなくなつても、本邦にある間は、引き続き乗員とみなす。

(在留資格変更等に伴う住居地届出)

第十九条の八 第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を

二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者については、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

2・3 [略]

4 第二十二条の二第一項に規定する外国人が、同条第二項の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第三項において準用する第二十条第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項において準用する第二十二条第二項の規定による許可があつた時に、第一項の規定による届出があつたものとみなす。

2・3 [略]

4 第二十二条の二第一項又は第二十二条の三に規定する外国人が、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請をするに際し、法務大臣に対し、住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出したときは、第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十条第三項本文の規定による許可又は第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する第二十二条第二項の規定による許可があつた時に、第一項の規定による届出があつたものとみなす。

（登録の拒否）

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一

第十九条の二十六 出入国在留管理庁長官は、第十九条の二十三第一

（登録の拒否）

含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十条第一項又は第六十一条の二の二第一項若しくは第二項の規定による許可を受けて新たに中長期在留者となつた者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者については、当該許可の日）から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　〔略〕

二　出入国管理法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三　〔略〕

2　〔略〕

（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）

第十九条の三十六　出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係、活動状況及び所属機関の状況（特定技能外国人（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。）については、一号特定技能外国人支援の状況（登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。）を含む。）を継続的に把握するため、出入国管理法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の

項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十九条の二十四第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　〔略〕

二　出入国管理及び難民認定法若しくは外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三　〔略〕

2　〔略〕

（中長期在留者に関する情報の継続的な把握）

第十九条の三十六　出入国在留管理庁長官は、中長期在留者の身分関係、居住関係、活動状況及び所属機関の状況（特定技能外国人（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者に限る。以下この項において同じ。）については、一号特定技能外国人支援の状況（登録支援機関への委託の状況を含む。以下この項において同じ。）を含む。）を継続的に把握するため、出入国管理法その他の法令の定めるところにより取得した中

氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報（特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に関する情報」という。）を整理しなければならない。

2・3 [略]

（在留資格の取得）

第二十二条の二 [略]

2・4 [略]

第二十二条の三 削除

（在留資格の取消し）

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（難民等保護法第三条第一項に規定する難民等の認定（第二十四条第十号において「難民等の認定」

長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国、住居地、所属機関その他の在留管理に必要な情報（特定技能外国人については、一号特定技能外国人支援の状況に関する情報を含む。以下この条及び次条第一項において「中長期在留者に関する情報」という。）を整理しなければならない。

2・3 [略]

（在留資格の取得）

第二十二条の二 [略]

2・4 [略]

第二十二条の三 前条第二項から第四項までの規定は、第十八条の二

第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

（在留資格の取消し）

第二十二条の四 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一条の二第一項の難民の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げるいずれ

という。)を受けている者を除く。)について、次の各号に掲げる
いずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、
当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一〇三　〔略〕

四　偽りその他不正の手段により、第四十七条の二第三項、第四十
八条の二第二項、第五十条第一項又は第五十条の二第一項の規定
による許可を受けたこと（当該許可の後、これらの規定による許
可又は上陸許可の証印等を受けた場合を除く。）。

五〇七　〔略〕

八　前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若し
くは許可、この節の規定による許可又は第四十七条の二第三項、
第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第
一項の規定による許可を受けて、新たに中長期在留者となつた者
が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた日から九十日以内に、
出入国在留管理庁長官に、住居地の届出をしないこと（届出をし
ないことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

九・十　〔略〕

259　〔略〕

（旅券等の携帯及び提示）

第二十三条　本邦に在留する外国人は、常に旅券（次の各号に掲げる
者にあつては、当該各号に定める文書）を携帯していなければなら
ない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、こ

かの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外
国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一〇三　〔略〕

四　偽りその他不正の手段により、第五十条第一項又は第六十一条
の二の二第二項の規定による許可を受けたこと（当該許可の後、
これらの規定による許可又は上陸許可の証印等を受けた場合を
除く。）。

五〇七　〔略〕

八　前章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若し
くは許可、この節の規定による許可又は第五十条第一項若しくは
第六十一条の二の二第二項の規定による許可を受けて、新たに中
長期在留者となつた者が、当該上陸許可の証印又は許可を受けた
日から九十日以内に、出入国在留管理庁長官に、住居地の届出を
しないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除
く。）。

九・十　〔略〕

259　〔略〕

（旅券等の携帯及び提示）

第二十三条　本邦に在留する外国人は、常に旅券（次の各号に掲げる
者にあつては、当該各号に定める文書）を携帯していなければなら
ない。ただし、次項の規定により在留カードを携帯する場合は、こ

の限りでない。

一〇六　〔略〕

〔削る〕

二〇五　〔略〕

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一〇二の三　〔略〕

二の四 第二十二条の四第七項本文（難民等保護法第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による

証明書の交付、上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可、

前二節若しくは次章第三節の規定による許可又は難民等保護法第二節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせること

目的で、文書若しくは図画を作成し、若しくは変造し、虚偽の文書

の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若しくは虚偽の文書若しくは図画を使使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

の限りでない。

一〇六　〔略〕

七 一時庇護のための上陸の許可を受けた者　一時庇護許可書

八 仮滞在の許可を受けた者　仮滞在許可書

二〇五　〔略〕

（退去強制）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一〇二の三　〔略〕

二の四 第二十二条の四第七項本文（第六十一条の二）の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

三 他の外国人に不正に前章第一節若しくは第二節の規定による

証明書の交付、上陸許可の証印（第九条第四項の規定による記録を含む。）若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可又は前二節若しくは次章第三節の規定による許可を受けさせること

目的で、文書若しくは図画を作成し、若しくは変造し、虚偽の文書

若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を使使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助けた者

三の二・三の三　〔略〕

三の四　次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ　事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動、第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで、第九号若しくは第十号に掲げる者が行う活動又は難民等保護法第六十九条第二号から第四号までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ・ハ　〔略〕

三の五　〔略〕

四　本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ・ニ　〔略〕

ホ　第七十四条から第七十四条の六の三まで若しくは第七十四条の八又は難民等保護法第七十一条若しくは第七十二条の罪により刑に処せられた者

ヘ・ヨ　〔略〕

四の二・五　〔略〕

五の二　第十条第十二項若しくは第十六項又は第十一条第六項の規

三の二・三の三　〔略〕

三の四　次のイからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けた者

イ　事業活動に関し、外国人に不法就労活動（第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで若しくは第八号の二から第八号の四までに掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。以下同じ。）をさせること。

ロ・ハ　〔略〕

三の五　〔略〕

四　本邦に在留する外国人（仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者を除く。）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ・ニ　〔略〕

ホ　第七十四条から第七十四条の六の三まで又は第七十四条の八の罪により刑に処せられた者

ヘ・ヨ　〔略〕

四の二・五　〔略〕

五の二　第十条第七項若しくは第十一項又は第十一条第六項の規

規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

六 寄港地上陸の許可、船舶觀光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は難民等保護法第十二条第四項前段若しくは第五項の規定による許可を受けた者で、旅券又は當該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

六の二九

十 難民等保護法第六条第一項若しくは第二項又は第七条の許可

を受けて在留する者で、難民等保護法第二十一条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）、第二十二条第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの。ただし、次のイからハまでに掲げる者を除く。

イ
難民等保護法第二十一条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第五号に規定する無国籍者（以下この号において「無国籍者」という。）である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条第一項（第三号に係るものに限る。）

口 難民等保護法第二十二条第一項(第一号に係るの規定により難民等の認定を取り消されたもの

の規定により難民等の認定を取り消された者で、無国籍者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十三条规定する

定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

寄港地上陸の許可、船舶觀光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は當該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

六の二九

十一 第六十一条の二の一第一項若しくは第二項又は第六十一条の二の三の許可を受けて在留する者で、第六十一条の二の七第一項（第一号又は第三号に係るものに限る。）の規定により難民の認定を取り消されたもの

一項（第三号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

ハ 難民等保護法第二十三条第一項（第一号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消された者で、難民等保護法第二条第一項第三号に規定する條約難民若しくは同項第四号に規定する補完的保護対象者である旨の認定を受けているもの又は難民等保護法第二十一条第一項（第二号に係るものに限る。）若しくは第二十二条第一項（第二号に係るものに限る。）の規定により難民等の認定を取り消されたもの

（みなし再入国許可）

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（難民等保護法第二十六条第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2・3 「略」

第二節 収容等

（みなし再入国許可）

第二十六条の二 本邦に在留資格をもつて在留する外国人（第十九条の三第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で有効な旅券（第六十条の二の十二第一項に規定する難民旅行証明書を除く。）を所持するもの（中長期在留者にあつては、在留カードを所持するものに限る。）が、法務省令で定めるところにより、入国審査官に対し、再び入国する意図を表明して出国するときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の再入国の許可を受けたものとみなす。ただし、出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者として法務省令で定めるものに該当する者については、この限りでない。

2・3 「略」

第二節 収容

(収容等)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号のいずれかに明らかに該当すると認められる場合で、かつ、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときに限り、容疑者収容許可状により、その者を収容することができる。

2 前項の容疑者収容許可状は、入国警備官の請求により、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

3 前項の裁判官は、同項の容疑者収容許可状を発する前に、容疑者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(容疑者収容許可状の方式)

第四十条 前条第一項の容疑者収容許可状には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、収容すべき場所、有効期間、発付年月日その他の最高裁判所規則で定める事項を記載し、かつ、同条第二項の裁判官がこれに記名押印しなければならない。

(収容の期間及び場所並びに留置の嘱託)

第四十一条 容疑者収容許可状によつて収容することができる期間は、十日以内とする。ただし、入国審査官の請求があつた場合において、入国警備官の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判

(収容)

第三十九条 入国警備官は、容疑者が第二十四条各号の一に該当するに足りる相当の理由があるときは、収容令書により、その者を収容することができる。

2 前項の収容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

〔新設〕

(収容令書の方式)

第四十条 前条第一項の収容令書には、容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨、収容すべき場所、有効期間、発付年月日その他の法務省令で定める事項を記載し、且つ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(収容の期間及び場所並びに留置の嘱託)

第四十一条 収容令書によつて収容することができる期間は、三十日以内とする。但し、主任審査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、三十日を限り延長することができる。

官は、やむを得ない事由があると認めるときは、十日を限り延長することができる。

- 2 容疑者収容許可状によつて収容することができる場所は、入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 [略]

(収容の手続)

第四十二条 入国警備官は、容疑者収容許可状により容疑者を収容するときは、容疑者収容許可状を容疑者に示さなければならぬ。

- 2 入国警備官は、容疑者収容許可状を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び容疑者収容許可状が発付されている旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、容疑者収容許可状は、できるだけ速やかに示さなければならぬ。

(要急事件)

第四十三条 入国警備官は、第二十四条各号のいずれかに明らかに該当する者が容疑者収容許可状の発付を待つていては逃亡のおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、容疑者収容許可状の発付を待たずに、その者を収容することができる。

- 2 前項の収容を行つたときは、入国警備官は、速やかにその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に対し、容疑者収容許可

- 2 収容令書によつて収容することができる場所は、入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する適当な場所とする。

3 [略]

(収容の手続)

第四十二条 入国警備官は、収容令書により容疑者を収容するときは、収容令書を容疑者に示さなければならない。

- 2 入国警備官は、収容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、容疑者に対し、容疑事実の要旨及び収容令書が発付される旨を告げて、その者を収容することができる。但し、収容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

(要急事件)

第四十三条 入国警備官は、第二十四条各号の一に明らかに該当する者が収容令書の発付をまつていては逃亡の虞があると信ずるに足りる相当の理由があるときは、収容令書の発付をまたずに、その者を収容することができる。

- 2 前項の収容を行つたときは、入国警備官は、すみやかにその理由を主任審査官に報告して、収容令書の発付を請求しなければならぬ

状の発付を請求しなければならない。この場合においては、第三十九条第三項の規定を準用する。

- 3 前項の場合において、同項の裁判官が第一項の収容を認めないとときは、入国警備官は、直ちにその者を放免しなければならない。

(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、次の各号のいづれかに該当するときは、容疑者が退去強制対象者（第二十四条各号のいづれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

一 前条の規定により容疑者の引渡しを受けたとき。

二 違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるとき。

- 2 第十条第三項及び第九項から第十一項までの規定は前項の審査の手続について、第二十九条第一項の規定は容疑者を収容していない場合の前項の審査の手続について、それぞれ準用する。この場合において、第十条第三項中「提出し、及び証人を尋問することができる」とあるのは、「提出することができる」と読み替えるものとする。

- 3 入国審査官は、第一項の審査を行つた場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。

(審査後の手続)

い。

- 3 前項の場合において、主任審査官が第一項の収容を認めないとときは、入国警備官は、直ちにその者を放免しなければならない。

(入国審査官の審査)

第四十五条 入国審査官は、前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは、容疑者が退去強制対象者（第二十四条各号のいづれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。）に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

[新設]

[新設]

- 2 入国審査官は、前項の審査を行つた場合には、審査に関する調書を作成しなければならない。

(審査後の手続)

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定した場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならぬ。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 [略]

4 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をし、又は次条第一項の規定による申請をすることができる旨を知らせなければならない。

5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名をさせなければならない。

6^{〔認定に服する場合の在留特別許可〕} 主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第四十七条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が出国命令対象者に該当すると認定したときは、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならぬ。この場合において、入国審査官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

3 [略]

4 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

5 第三項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十一条の規定による退去強制令書を交付しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

第四十七条の二 前条第三項の認定に服した容疑者又はその代理人

は、当該容疑者が同条第五項の規定により口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し第三項の規定による許可を申請することができる。

- 2) 主任審査官は、前項の申請があつたときは、第四十五条第三項の審査に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3) 法務大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者であるとき。
- 四 本国に居住していた期間より長い期間本邦に在留している者であるときその他本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦に定着していると認められるとき。
- 五 日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者又は特別永住者の子（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）であるとき。
- 六 日本人若しくは特別永住者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者（日本人の配偶者を除く。以下この号において「日本人等」という。）と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号及び第八号において

同じ。) 又は当該容疑者と性別を同じくする日本人等であつて当該容疑者と婚姻関係に準ずる関係にあるものと共同生活をしているとき。

七 未成年者(当該容疑者の子として出生した者に限り、婚姻又は前号に規定する共同生活をしている者を除く。)であつて次のイ又はロのいずれかに該当するものを監護し、若しくは養育し、又は扶養しているとき。

八 第三号又は第四号に掲げる者

ロ 日本人、永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者の子として出生した者又は別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者

八 未成年者(婚姻又は第六号に規定する共同生活をしている者を除く。)であつて、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者の監護若しくは養育又は扶養を受けているものであるとき。

九 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

十 難病(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第一条に規定する難病をいう。)、小児慢性特定疾病(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。)その他重度の疾病により本邦での治療を必要としているとき。

十一 前号に規定する治療を要する親族を看護することが必要と認められる者であるとき。

十二 その他人道的な配慮を必要とすると認められること等により特別に在留を許可すべき事情があると法務大臣が認めるとき。

4

法務大臣は、第一項の規定による申請に係る容疑者が児童の権利に関する条約第一条に規定する児童に該当するときは、前項の規定により許可をするかどうかの判断に当たつては、同条約に係る児童の権利に関する委員会その他の国際機関による見解を踏まえ、同条約第三条1の規定に基づき児童の最善の利益を主として考慮するとともに、同条約第九条1の規定に基づき当該児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないよう特に配慮するものとする。

5

法務大臣は、第一項の規定による申請に係る容疑者に家族があるときは、第三項の規定により許可をするかどうかの判断に当たつては、当該容疑者及びその家族が我が国に在留できるよう特に配慮するものとする。

6

法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

7

法務大臣は、第三項の規定による許可をする場合には、その旨を出入国在留管理庁長官及び主任審査官に通知しなければならない。この場合において、当該許可が在留資格の決定を伴うものであり、かつ、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

8 | 主任審査官は、法務大臣から前項前段の通知を受けた場合には、その旨で当該容疑者を収容しているときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

9 | 法務大臣は、第三項の規定による許可をしない場合には、その旨及びその理由を主任審査官に通知しなければならない。

10 | 主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、第三項の規定による許可がされなかつた旨及びその理由を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(口頭審理)

第四十八条 第四十七条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第三項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならぬ。この場合において、当該容疑者を収容していないときは、その者の出頭を求めなければならない。

4 「略」

5 第十条第三項から第十一項までの規定は、第三項の口頭審理の手

(口頭審理)

第四十八条 前条第三項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならぬ。この場合において、当該容疑者を収容していないときは、その者の出頭を求めなければならない。

4 「略」

5 第十条第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手

続に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、第四十七条第三項の認定が事実に相違すると判定した場合（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。）において、容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、第四十七条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。）は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならぬ。この場合において、特別審理官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、第四十七条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出、又は次条第一項の規定による申請をすることができる旨を知らせなければならない。

9 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名をさせなければならない。

10 主任審査官は、前項の署名をした容疑者が次条第一項の規定による申請をしないときは、速やかに第五十二条の規定による退去強制

に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。）は、直ちにその者を放免しなければならない。

7 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が事実に相違すると判定したとき（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とする場合に限る。）は、速やかに主任審査官にその旨を知らせなければならぬ。この場合において、特別審理官は、当該容疑者が第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

8 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第三項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

9 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第五十二条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

〔新設〕

令書を発付しなければならない。

(判定に服する場合の在留特別許可)

第四十八条の二 前条第八項の判定に服した容疑者又はその代理人

は、当該容疑者が同条第九項の規定により異議を申し出ない旨を記載した文書に署名する際に、法務省令で定める手続により、法務省令で定める事項を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し次項の規定による許可を申請することができる。

2 法務大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、当該容疑者が第四十七条の二第三項各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

3 第四十七条の二第二項の規定は第一項の規定による申請があつた場合に、同条第四項から第十項までの規定は第二項の規定による許可について準用する。この場合において、同条第二項中「調書」とあるのは、「調書、第四十八条第四項の口頭審理に関する調書」と読み替えるものとする。

〔新設〕

(異議の申出)

第四十九条 第四十八条第八項の通知を受けた容疑者又はその代理

人は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、次条第一項の規定による許可の申請を

(異議の申出)

第四十九条 前条第八項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議

があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

当該異議の申出と併せて行うことができる。

-
- 2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第三項の審査に関する調書、第四十八条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

- 3 法務大臣は、第一項前段の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。この場合において、異議の申出が理由がないと認めるときは、その理由（同項後段の規定による申請があつた場合において法務大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。）を当該通知に付さなければならぬ。

- 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。
- 5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の三第一項の規定により出国命令をした場合において当該容疑者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。
- 6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由ないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨及びその理由（第一項後段の規定による申請があつた場合において法務

- 2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、前条第四項の口頭審理に関する調書その他他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
- 3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

- 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

- 5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出（容疑者が出国命令対象者に該当することを理由とするものに限る。）が理由があると裁決した旨の通知を受けた場合において、当該容疑者に対し第五十五条の三第一項の規定により出国命令をしたときは、直ちにその者を放免しなければならない。
- 6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由ないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第五十二条の規定による退去強制令書を発付しな

大臣が次条第一項の規定による許可をしないときは、その理由を含む。)を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

(法務大臣の裁決の特例)

第五十条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が、前条第一項後段の規定による申請をし、かつ、第四十七条の一第三項各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

2 第四十七条の二第四項から第六項まで及び第七項後段の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

〔削る〕

ければならない。

(法務大臣の裁決の特例)

第五十条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めること。

2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、

在留資格及び在留期間を決定し、その他必要と認める条件を付することができる。

3 法務大臣が第一項の規定による許可(在留資格の決定を伴うもの

に限る。)をする場合において、当該外国人が中長期在留者となるときは、出入国在留管理庁長官は、入国審査官に、当該外国人に対し、在留カードを交付させるものとする。

3|
〔略〕

4|
〔略〕

(退去強制令書の発付を受けた者の在留特別許可)

第五十条の二 法務大臣は、退去強制令書を発付した後に、事情の変更によりその発付の処分を維持することを不当と認めるに至つたときは、当該退去強制令書の発付を受けた者又はその代理人の申立てにより、その発付を取り消し、その発付を受けた者との在留を特別に許可することができる。

2| 前項の申立ては、法務省令で定める手続により、申立書を主任審査官に提出してしなければならない。

3| 第四十七条の二第四項から第六項まで及び第七項後段の規定は、第一項の規定による許可をする場合に準用する。

4| 法務大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を主任審査官に通知しなければならない。

5| 主任審査官は、法務大臣から前項の通知を受けた場合において第一項の許可を受けた者を収容しているときは、直ちにその者を放免しなければならない。

(退去強制令書の方式)

第五十一条 第四十七条第六項、第四十七条の二第十項(第四十八条の二第三項において準用する場合を含む)、第四十八条第十項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において発付される退去強制令書には、退去強制を受けた者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還先、発付年月日、退去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還

〔新設〕

(退去強制令書の方式)

第五十一条 第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において発付される退去強制令書には、退去強制を受けた者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還先、発付年月日、その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに

先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名押印しなければならない。

(退去強制令書の執行)

第五十二条　【略】

2・3　【略】

4| 前項本文の規定による送還(同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。)は、退去強制令書の発付に係る処分の取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分の取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、これを停止するものとする。

5| 第三項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者収容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができます。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができることとする。

6| 入国警備官は、第三項本文の場合において退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合又はその者に係る同項ただし書の規定による運送業者への引渡し若しくは第五十九条の規定による本邦外への送還を停止する場合であつて、その者が逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、送還又は引渡しが可能なときまでに限り、退去強制対象者収容

記名押印しなければならない。

(退去強制令書の執行)

第五十二条　【略】

2・3　【略】

〔新設〕

4| 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、入国者収容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができます。この場合においては、退去強制令書の記載及び次条の規定にかかわらず、当該申請に基づき、その者の送還先を定めることができる。

5| 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。

許可状により、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。

7| 前項の退去強制対象者収容許可状は、入国警備官の請求により、

その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官が発付するものとする。

8| 前項の裁判官は、同項の退去強制対象者収容許可状を発する前に、退去強制を受ける者及びその代理人に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

9| 主任審査官は、退去強制を受ける者が第六項の規定により収容されている期間が六月に達したときは、その者を放免しなければならない。この場合において、主任審査官は、法務省令で定めるところにより、その者に対し、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

10| 第四十条、第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、退去強制対象者収容許可状による収容について準用する。この場合において、第四十条中「容疑者の」とあるのは「退去強制を受ける者の」と、「容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制の理由」と、「同条第一項」とあるのは「同条第七項」と、第四十一条第一項本文中「十日」とあるのは「七日」と、同項ただし書中「十日を限り延長する」とあるのは「収容の期間が通じて三十日に達するまでは七日」と、「三十日に達した日以後六月に達するまでは一月」とに当該期間を更新する」と、第四十二条第一項中「入国警備官」とあるのは「入

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

国警備官（第五十二条第二項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。次項において同じ。）と、「容疑者を」とあるのは「退去強制を受ける者を」と、「容疑者に」とあるのは「退去強制を受ける者に」と、同条第二項中「容疑者に対し、容疑事実の要旨」とあるのは「退去強制を受ける者に対し、退去強制の理由」と読み替えるものとする。

11| 入国者收容所長又は主任審査官は、第六項の場合において、退去強制を受ける者を送還し、又は引き渡すことができないことが明らかになつたときは、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を放免することができる。

12| 「略」

（送還先）

第五十三条 「略」

2 「略」

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民の地位に関する条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

一・三 「略」

6| 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになつたときは、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を放免することができる。

7| 「略」

（送還先）

第五十三条 「略」

2 「略」

3 前二項の国には、次に掲げる国を含まないものとする。

一 難民の地位に関する条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国（法務大臣が日本国の利益又は公安を著しく害すると認める場合を除く。）

一・三 「略」

(容疑者収容許可状等の失効による放免)

第五十三条の二 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状を発付した裁判官がその発付の際に所属していた地方裁判所に対し、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がなくなつたこと又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなつたことを理由として、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の失効の申立てをすることができる。

2| 前項の地方裁判所は、同項の規定による申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の効力を失わせなければならない。この場合において、同項の地方裁判所の長は、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状がその効力を失つた旨を、当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状による収容に係る入国者収容所長又は主任審査官に通知しなければならない。

3| 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の通知を受けたときは、

〔新設〕

当該仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者を放免しなければならない。この場合において、入国者収容所長又は主任審査官は、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付することができる。

(仮放免)

第五十四条 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状若しくは退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。この場合において、その者が死亡すると疑うに足りる相当の理由がないと認めるとき又はその者の疾病その他の事故によりその者に対する治療等を緊急に行う必要が生じたため収容の継続が相当でなくなつたときは、その者を仮

(仮放免)

第五十四条 収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、法務省令で定める手続により、入国者収容所長又は主任審査官に対し、その者の仮放免を請求することができる。

2 入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。

放免するものとする。

3 入国者収容所長又は主任審査官は、適當と認めるときは、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

4 第二項の仮放免により収容されていない期間は、第四十一条第一項(第十三条第十項又は第五十二条第十項において読み替えて準用する場合を含む。)の期間に算入しない。

5 入国者収容所長又は主任審査官は、第一項の請求があつた場合において仮放免をしないと決定したときは、速やかに理由を付した書面をもつて、同項の請求をした者(同項の請求をした者が仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者でない場合にあつては、同項の請求をした者及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者)にその旨を知らせなければならない。

(仮放免の取消)

第五十五条 【略】

2 前項の取消しをしたときは、入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状

3 入国者収容所長又は主任審査官は、適當と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

(仮放免の取消)

第五十五条 【略】

2 前項の取消しをしたときは、入国者収容所長又は主任審査官は、仮放免取消書を作成し、収容令書又は退去強制令書とともに、入国警

又は退去強制対象者収容許可状とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。この場合において、仮放免取消書には同項の取消しをした理由を記載しなければならない。

3 「略」

4 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状を示して、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

5 入国警備官は、仮放免取消書及び仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状を所持しない場合でも、急速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状は、できるだけ速やかに示さなければならない。

(報告の義務)

第五十七条 「略」

2 ～ 7 「略」

8 入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者（航空券の予約

備官にこれを交付しなければならない。

3 「略」

4 入国警備官は、仮放免を取り消された者がある場合には、その者に仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を示して、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容しなければならない。

5 入国警備官は、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、その者に対し仮放免を取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

(報告の義務)

第五十七条 「略」

2 ～ 7 「略」

8 入国審査官は、第七条第一項その他の出入国管理及び難民認定法の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、本邦に入る航空機を運航する運送業者その他の法務省令で定める者に対し、当該航空機が当該航空機が出入国港に到着する前に、当該航空機に係る予約者

をした者をいう。以下この項において同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

（事実の調査）

第五十九条の二 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書の交付、第九条第八項の規定による登録（同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）又は第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二条の四第一項の規定による在

（航空券の予約をした者をいう。以下この項において同じ。）、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該航空機に搭乗するための手続に関する事項で法務省令で定めるものを報告することを求めることができる。

9 前項の規定により報告を求められた者は、法務省令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、入国審査官が電磁的記録（電磁的方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を利用してその情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

（事実の調査）

第五十九条の二 法務大臣又は出入国在留管理庁長官は、在留資格認定証明書の交付、第九条第八項の規定による登録（同項第一号ハに該当する者に係るものに限る。）又は第十二条第一項、第十九条第二項、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十一条第三項、第二十二条第二項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項、第四十七条の二第三項、第四十八条の二第二項、第五十条第一項若しくは第五十条の二第一項の規定による許可に関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官に、第二十二条の四第一項の規定による在

る場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

2・3 [略]

[削る]

[削る]

[削る]

留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には入国審査官又は入国警備官に、それぞれ事実の調査をさせることができる。

2・3 [略]

第七章の二 難民の認定等

(難民の認定)

第六十一条の二 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定（以下「難民の認定」という。）を行うことができる。

2 法務大臣は、難民の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

(在留資格に係る許可)

第六十一条の二の二 法務大臣は、前条第一項の規定により難民の認定をする場合であつて、同項の申請をした外国人が在留資格未取得外国人（別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する者、一時庇護のための上陸の許可を受けた者で当該許可書に記載された期間を経過していないもの及び特別永住者以外の者を

いう。(以下同じ。)であるときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 本邦に上陸した日(本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から六月を経過した後前条第一項の申請を行つたものであるとき。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。

二 本邦にある間に難民となる事由が生じた場合を除き、その者的生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれのあるあつた領域から直接本邦に入つたものでないとき。

三 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。

四 本邦に入った後に、刑法第二編第十一章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。)の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

2 法務大臣は、前条第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 法務大臣は、前二項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

4 第一項又は第二項の規定による法務大臣の許可是、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

5 法務大臣は、第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、当該在留資格未取得外国人が仮上陸の許可又は第三章第四節の規定による上陸の許可を受けているときは、当該仮上陸の許可又は上陸の許可を取り消すものとする。

第六十一条の二の三 法務大臣は、難民の認定を受けている外国人（前条第二項の許可により在留資格を取得した者を除く。）から、

〔削る〕

第二十条第二項の規定による定住者の在留資格への変更の申請があつたとき、又は第二十二条の二第一項（第二十二条の三）において準用する場合を含む。）の規定による定住者の在留資格の取得の申請があつたときは、第二十条第三項本文（第二十二条の二第三項）（第二十二条の三）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該外国人が前条第一項第一号に該当する場合を除き、これを許可するものとする。

〔仮滞在の許可〕

第六十一条の二の四 法務大臣は、在留資格未取得外国人から第六十一条の二第一項の申請があつたときは、当該在留資格未取得外国人が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可するものとする。

一 仮上陸の許可を受けているとき。

二 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受け、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過していないとき。

三 第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留することができるとき。

四 本邦に入った時に、第五条第一項第四号から第十四号までに掲げる者のいざれかに該当していたとき。

五 第二十四条第三号から第三号の五まで又は第四号ハからヨま

でに掲げる者のいざれかに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

六 第六十一条の二の二第一項第一号又は第二号のいざれかに該当することが明らかであるとき。

七 本邦に入った後に、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三(刑法第二百二十二条又は第二百六十一條に係る部分を除く。)の罪、盜犯等の防止及び处分に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五条若しくは第十六条の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条若しくは第六条第一項の罪により懲役又は禁錮に処せられたものであるとき。

八 退去強制令書の発付を受けているとき。

九 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があるとき。

2) 法務大臣は、前項の許可をする場合には、法務省令で定めるところにより、当該許可に係る滞在期間（以下「仮滞在期間」という。）を決定し、入国審査官に、当該在留資格未取得外国人に対し当該仮滞在期間を記載した仮滞在許可書を交付させるものとする。この場合において、その許可は、当該交付のあつた時に、その記載された内容をもつて効力を生ずる。

3) 法務大臣は、第一項の許可をする場合には、法務省令で定めると

ころにより、当該在留資格未取得外国人に対し、住居及び行動範囲の制限、活動の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付し、かつ、必要があると認める場合は、指紋を押なつさせることができる。

4 法務大臣は、第一項の許可を受けた外国人から仮滞在期間の更新の申請があつたときは、これを許可するものとする。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間（前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。）は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとする。

- 一 難民の認定をしない处分につき第六十一条の一の九第一項の審査請求がなくて同条第二項の期間が経過したこと。
- 二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の一の九第一項の審査請求があつた場合において、当該審査請求が取り下げられ、又はこれを却下し若しくは棄却する旨の裁決があつたこと。
- 三 難民の認定がされた場合において、第六十一条の一の二第一項及び第二項の許可をしない处分があつたこと。
- 四 次条の規定により第一項の許可が取り消されたこと。
- 五 第六十一条の二第一項の申請が取り下げられたこと。

（仮滞在の許可の取消し）

〔削る〕

第六十一条の二の五 法務大臣は、前条第一項の許可を受けた外国人について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。

一 前条第一項の許可を受けた当時同項第四号から第八号までのいずれかに該当していたこと。

二 前条第一項の許可を受けた後に同項第五号又は第七号に該当することとなつたこと。

三 前条第三項の規定に基づき付された条件に違反したこと。

四 不正に難民の認定を受ける目的で、偽造若しくは変造された資料若しくは虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述をし、若しくは関係人に虚偽の陳述をさせたこと。

五 第二十五条の出国の確認を受けるための手続をしたこと。

(退去強制手続との関係)

第六十一条の二の六 第六十一条の二の二第一項又は第二項の許可を受けた外国人については、当該外国人が当該許可を受けた時に第五二十四条各号のいずれかに該当していたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続(第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。以下この条において同じ。)を行わない。

2 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で第六十一条の二の四第一項の許可を受けたものについては、第二十四条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合であつても、当該許可に係る仮滞在期間が経過するまでの間は、

第五章に規定する退去強制の手続を停止するものとする。

3 | 第六十一条の二第一項の申請をした在留資格未取得外国人で、第六十一条の二の四第一項の許可を受けていないもの又は当該許可に係る仮滞在期間が経過したこととなつたもの（同条第五項第一号から第三号まで及び第五号に該当するものを除く。）について、第五章に規定する退去強制の手続を行う場合には、同条第五項第一号から第三号までに掲げるいずれかの事由に該当することとなるまでの間は、第五十二条第三項の規定による送還（同項ただし書の規定による引渡し及び第五十九条の規定による送還を含む。）を停止するものとする。

4 | 第五十条第一項の規定は、第二項に規定する者で第六十一条の二の四第五項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたもの又は前項に規定する者に対する第五章に規定する退去強制の手続については、適用しない。

（難民の認定の取消し）

第六十一条の二の七 法務大臣は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、その難民の認定を取り消すものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けたこと。
- 二 難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合に該当することとなつたこと。

三 難民の認定を受けた後に、難民条約第一条F(a)又は(c)に掲げる行為を行つたこと。

2 法務大臣は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書及び難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

3 前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書又は難民旅行証明書の交付を受けている外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にこれらの証明書を返納しなければならない。

(難民の認定を受けた者の在留資格の取消し)

第六十一条の二の八 法務大臣は、別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものについて、偽りその他不正の手段により第六十一条の二の二第一項各号のいずれにも該当しないものとして同項の許可を受けたことが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

2 第二十二条の四第二項から第九項まで(第七項ただし書を除く。)の規定は、前項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第二項中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条第七項本文中「第一項(第一号及び第二号を除く。)」とあるのは「第六十一条の二の八第一項」と読み替えるものとする。

(審査請求)

第六十一条の二の九 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 難民の認定をしない処分

二 第六十一条の二第一項の申請に係る不作為

三 第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し

2 前項第一号及び第三号に掲げる処分についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、第六十一条の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の通知を受けた日から七日とする。

3 法務大臣は、第一項の審査請求に対する裁決に当たつては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならぬ。

4 法務大臣は、第一項の審査請求について行政不服審査法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による裁決をする場合には、当該裁決に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

5 難民審査参与員については、行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員とみなして、同法の規定を適用する。

6 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第

十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

条 第二十三 条	第三項 第十八 条	定 定 査 法 の 規 定 政 不 服 審	読み替 え られ る行	読み替 え られ る字 句
第十九 条	次条		読み替 えられ る字 句	読み替 える字 句
二の九第一 項 入管法第六十一 条の	第一項 第六十一条の二の九	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）		

第三十一条 第一項 ただし書	第三十一 条第一項	第三項 第三十条	前条第五項の規定により 送付された弁明書に記載 された事項に対する反論 を記載した書面（以下「反 論書」という。）				入管法第六十一条の 二の九第一項各号に 掲げる处分又は不作 為に対する意見その 他の審査請求人の主 張を記載した書面（以 下「申述書」という。）
述べる機会を与える 情により当該意見を	ないことその他の事 も、何らの難民とな る事由を包含してい る事実が眞実であつ たの申立人の主張に係 る場合又は申述書に記 載された事実その他	反論書	反論書を	申述書	申述書を	申述書を	申述書を

第三十一 条第二項	審理員が期日及び場所を 指定し、全ての審理関係 人を招集してさせるもの とする。	審理員が、あらかじめ 審査請求に係る事件 に関する処分庁等に 対する質問の有無及 びその内容について 申立人から聴取した 上で、期日及び場所を 指定し、全ての審理関 係人を招集してさせ るものとする。ただ し、次の各号のいづれ かに該当する場合に は、処分庁等を招集す ることを要しない。 一 申立人から処分 庁等の招集を要し ない旨の意思の表 明があつたとき。 二 前号に掲げる場 合のほか、当該聴取	認められる場合 ことが適当でないと				

第 四 十 四 条	第 四 十 一 条 第 二 項 第一号口	第 四 十 一 条 第 二 項	
き)	行政不服審査会等から諮問にに対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとし、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たと	反論書	の結果、処分庁等を招集することを要しないと認めると
	審理員意見書が提出されたとき。	申述書	

第五十条	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書	審理員意見書
第一項第 四号	第八十三 条第二項 及び第二号を除く。) 第十九条(第五項第一号 二の九第一項	入管法第六十一条の

(難民審査參與員)

第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による審査請求に

ついて、難民の認定に関する意見を提出させるため、難民審査參與員若干人を置く。

- 2 難民審査參與員は、人格が高潔であつて、前条第一項の審査請求に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は國際情勢に関する学識経験を有する者の中から、法務大臣が任命する。
- 3 難民審査參與員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 難民審査參與員は、非常勤とする。

(難民に関する永住許可の特則)

第六十一条の二の十一 難民の認定を受けている者から第二十二条

第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかわらず、その者が同項第二号に適合しないときであつても、これを許可することができます。

〔削る〕

〔削る〕

(難民旅行証明書)

第六十一条の二の十二 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、出入国在留管理庁長官においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行おそれがあると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により難民旅行証明書の交付を受ける外国人で、外国の難民旅行証明書を所持するものは、その交付を受ける際に当該外国の難民旅行証明書を出入国在留管理庁長官に提出しなければならない。

3 第一項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。

4 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条第一項の規定による再入国の許可を要しない。

5 前項の場合において、出入国在留管理庁長官が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。

6 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受け出國した者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づ

き、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

7 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委任するものとする。

8 出入国在留管理庁長官は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるときは、その者が本邦にある間において、法務省令で定めることにより、その者に対して、期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

9 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、出入国在留管理庁長官は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納)

第六十一条の二の十三 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七条第五項、第四十八条第九項若しくは第四十九条第六項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに出入国在留管理庁長官にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

〔削る〕

〔事実の調査〕

第六十一条の二の十四 法務大臣は、難民の認定、第六十一条の二の二第一項若しくは第二項、第六十一条の二の三若しくは第六十一条の二の四第一項の規定による許可、第六十一条の二の五の規定による許可の取消し、第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し又は第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができる。

2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に對し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(入国審査官)

第六十一条の二 〔略〕

2 入国審査官は、次に掲げる事務を行う。

一 〔略〕

二 第二十二条の四第二項(難民等保護法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、第二十二条の四

第三項ただし書(難民等保護法第十条第二項において準用する場合を含む。次条第二項第六号において同じ。)の規定による通知並びに第六十一条の二第四項及び第五項の規定による交付

第六十一条の三 〔略〕

2 入国審査官は、次に掲げる事務を行う。

一 〔略〕

二 第二十二条の四第二項(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取、第二十二条の四

第三項ただし書(第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。次条第二項第六号において同じ。)の規定による通知並びに第六十一条の二第四項及び第五項の規定による交付

送達を行うこと。

三 第十九条の三十七第一項及び第五十九条の二第一項に規定する事実の調査を行うこと。

四 [略]

[削る]

五 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

六 [略]

[略]

3 [略]

(入国警備官)

第六十一条の三 [略]

2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。

一 [略]

二 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状並びに退去強制令書及び退去強制対象者収容許可状を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三～六 [略]

3～5 [略]

(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 [略]

送達を行うこと。

三 第十九条の三十七第一項、第五十九条の二第一項及び第六十二条の十四第一項に規定する事実の調査を行うこと。

四 [略]

五 収容令書及び退去強制令書を発付すること。

六 収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者を仮放免すること。

七 [略]

[略]

3 [略]

(入国警備官)

第六十一条の三の二 [略]

2 入国警備官は、次に掲げる事務を行う。

一 [略]

二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三～六 [略]

3～5 [略]

(武器の携帯及び使用)

第六十一条の四 [略]

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に關し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 [略]

二 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制令書若しくは退去強制対象者収容許可状の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対しても抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(収容されていない退去強制対象者の生活に関する国及び地方公共団体の施策)

第六十一条の五の二 国及び地方公共団体は、収容されていない退去強制対象者（容疑者を含む。以下この条において同じ。）が、適切な医療、食事、住居その他の生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その生活の維持を図るために困難を生ずるおそれがあるときは、当該退去強制対象者が公共の衛生・福祉に関する機関その他の機関からその生活を営むために必要な手段を得られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、収容されていない退去強制対象者の生活

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に關し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができます。但し、左の各号の一に該当する場合を除く外、人に危害を加えてはならない。

一 [略]

二 収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国審査官若しくは入国警備官の職務の執行に対して抵抗しようとする場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国審査官若しくは入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国審査官又は入国警備官において信ずるに足りる相当の理由があるとき。

[新設]

にに関する各般の問題につき適切な対応が図られるよう、当該退去強制対象者及びその家族、当該問題に対する対応を行つてある民間の団体その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(収容場)

第六十一条の六 地方出入国在留管理局に、仮上陸許可者収容許可状又は容疑者収容許可状の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

(被収容者の待遇)

第六十一条の七 〔略〕

- 2 被収容者には、適切な寝具を貸与し、及び適切な糧食を給与するものとする。
- 3 入国者収容所等においては、被収容者の心身の状況を常に適切に把握することに努め、被収容者の健康及び入国者収容所等内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。
- 4 前二項に規定するもののほか、被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所等の設備は、衛生的でなければならない。
- 5・6 〔略〕
- 7 前各項に規定するものを除くほか、被収容者の待遇に関し必要な事

(収容場)

第六十一条の六 地方出入国在留管理局に、収容令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

(被収容者の待遇)

第六十一条の七 〔略〕

- 2 被収容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。
- 3 〔新設〕
- 4 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所等の設備は、衛生的でなければならない。
- 5・6 〔略〕
- 6 前各項に規定するものを除く外、被収容者の待遇に関し必要な事

事項は、法務省令で定める。

(関係行政機関との関係)

第六十一条の七の七 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第六十一条の八 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関、公共職業安定所その他の関係行政機関に対し、出入国及び在留の管理に関する事務の遂行に関する協力を求めることができる。

2 [略]

(情報提供)

第六十一条の九 出入国在留管理庁長官は、出入国管理法に規定する出入国及び在留の管理の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国出入国在留管理当局」といふ。)に対し、その職務(出入国管理法に規定する出入国及び在留の管理の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認められる情報を提供することができる。

項は、法務省令で定める。

(関係行政機関との関係)

第六十一条の七の七 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に当たり、当該事務の遂行が他の行政機関の事務に関連する場合には、関係行政機関と情報交換を行うことにより緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

(関係行政機関の協力)

第六十一条の八 出入国在留管理庁長官又は入国者収容所長等は、警察庁、都道府県警察、海上保安庁、税関、公共職業安定所その他の関係行政機関に対し、出入国及び在留の管理並びに難民の認定に関する事務の遂行に関して、必要な協力を求めることができる。

2 [略]

(情報提供)

第六十一条の九 出入国在留管理庁長官は、出入国管理及び難民認定法に規定する出入国及び在留の管理並びに難民の認定の職務に相当する職務を行う外国の当局(以下この条において「外国出入国在留管理当局」といふ。)に対し、その職務(出入国管理法に規定する出入国及び在留の管理の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認められる情報を提供することができる。

2～4　〔略〕

(送達)

第六十一条の九の二 第二十二条の四第三項又は第六項の規定による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住居地に送達して行う。

2～5　〔略〕

6 前各項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住居地が明らかでない場合には、法務大臣は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

7・8　〔略〕

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所に自ら出頭して行わなければなら

る情報を提供することができる。

2～4　〔略〕

(送達)

第六十一条の九の二 第二十二条の四第三項又は第六項（第六十一条の二の八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による書類の送達は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住居地に送達して行う。

2～5　〔略〕

6 前各項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住居地が明らかでない場合には、法務大臣は、その送達に代えて公示送達をすることができる。ただし、第六十一条の二の八第二項において準用する第二十二条の四第三項及び第六項の規定による書類の送達については、この限りでない。

7・8　〔略〕

(本人の出頭義務と代理人による届出等)

第六十一条の九の三 外国人が次の各号に掲げる行為をするときは、それぞれ当該各号に定める場所に自ら出頭して行わなければなら

ない。

一・二　【略】

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項（第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二条の二第二項の規定による申請又は第二十条第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二条の二（第二十一条第三項（第二十二条の二第七項後段（第四十八条の二第三項、第五十条第二項又は第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局

2～4　【略】

（出入国在留管理基本計画）

第六十一条の十　【略】

2 出入国在留管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一・二　【略】

三 外国人の入国及び在留の管理に当たつての外国人の人権の尊重に関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に關し必要な事項

ない。

一・二　【略】

三 第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第二十二条の二（第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請又は第二十条第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは第六十一条の二（第二十二条第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領 地方出入国在留管理局

2～4　【略】

（出入国在留管理基本計画）

第六十一条の十　【略】

2 出入国在留管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一・二　【略】

〔新設〕

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に關し必要な事項

(刑事手続との関係)

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者について第五章（第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。）の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）中「容疑者の出頭を求め」とあるのは、「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

(身柄の引渡し)

第六十四条 檢察官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取った場合において、公訴を提起しないと決定するときは、入国警備官による仮上陸許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状の提示を待つて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項の場合において、

(刑事手続との関係)

第六十三条 退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第五章（第二節並びに第五十二条及び第五十三条を除く。）の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。この場合において、第二十九条第一項中「容疑者の出頭を求め」とあるのは「容疑者の出頭を求め、又は自ら出張して」と、第四十五条第一項中「前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは」とあるのは「違反調査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると疑うに足りる理由があるときは」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

(身柄の引渡し)

第六十四条 檢察官は、第七十条の罪に係る被疑者を受け取った場合において、公訴を提起しないと決定するときは、入国警備官による収容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、当該被疑者を釈放して当該入国警備官に引き渡さなければならない。

2 矯正施設の長は、第六十二条第三項又は第四項の場合において、

当該外国人に対し仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の発付があつたときは、入国警備官による仮上陸許可者收容許可状、容疑者收容許可状又は退去強制対象者收容許可状の提示を待つて、釈放と同時にその者を当該入国警備官に引き渡さなければならない。

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取った場合には、仮上陸許可者收容許可状又は容疑者收容許可状が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 「略」

〔削る〕

当該外国人に対し收容令書又は退去強制令書の発付があつたときは、入国警備官による收容令書又は退去強制令書の呈示をまつて、釈放と同時にその者を当該入国警備官に引き渡さなければならない。

(刑事訴訟法の特例)

第六十五条 司法警察員は、第七十条の罪に係る被疑者を逮捕し、若しくは受け取り、又はこれらの罪に係る現行犯人を受け取った場合には、收容令書が発付され、且つ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条（同法第二百十一条及び第二百十六条の規定により準用する場合を含む。）の規定にかわらず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができる。

2 「略」

第六十八条 外国人は、第六十一条の二の十二第一項の規定により難民旅行證明書の交付を受け、又は同条第七項の規定により難民旅行證明書に有効期間の延長の記載を受けるときは、手数料を納付しなければならない。

2 前項に規定する手数料の額は、難民条約附屬書第三項の定めるところにより、別に政令で定める。

(事務の区分)

第六十八条　〔略〕

(政令等への委任)

第六十九条　第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項（次項に規定する事項を除く。）は、法務省令（市町村の長が行うべき事務については、政令）で定める。

- 2　出入国管理法に定めるもののほか、仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状及び退去強制対象者収容許可状の発付並びに失効に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(権限の委任)

第六十九条の二　出入国管理法に規定する法務大臣の権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任することができ
る。ただし、第二条の三第三項及び第四項（これらの規定を同条第
五項において準用する場合を含む。）、第二条の四第一項、同条第
三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合
を含む。）並びに第七条の一第三項及び第四項（これらの規定を同
条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限について
は、この限りでない。

- 2　出入国管理法に規定する出入国在留管理庁長官の権限（前項の規
定により委任された権限を含む。）は、法務省令で定めるところに

(事務の区分)

第六十九条の二　〔略〕

(政令等への委任)

第六十九条　第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令（市町村の長が行うべき事務については、政令）で定める。

〔新設〕

(権限の委任)

第六十九条の二　出入国管理及び難民認定法に規定する法務大臣の
権限は、政令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に委任
することができる。ただし、第二条の三第三項及び第四項（これら
の規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第二条の四
第一項、同条第二項及び第四項（これらの規定を同条第五項におい
て準用する場合を含む。）並びに第七条の一第三項及び第四項（こ
れらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定す
る権限については、この限りでない。

- 2　出入国管理及び難民認定法に規定する出入国在留管理庁長官の
権限（前項の規定により委任された権限を含む。）は、法務省令で

より、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

(経過措置)

第六十九条の三 出入国管理法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一～三の二 〔略〕

三の三 第二十二条の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

四～六 〔略〕

七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可又は遭難による上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二～八 〔略〕

九・十 〔略〕

定めることにより、地方出入国在留管理局長に委任することができる。

(経過措置)

第六十九条の三 出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一～三の二 〔略〕

三の三 第二十二条の四第七項本文（第六十一条の二の八第二項において準用する場合を含む。）の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

四～六 〔略〕

七 寄港地上陸の許可、船舶観光上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、旅券又は当該許可書に記載された期間を経過して本邦に残留するもの

七の二～八 〔略〕

八の二・八の三 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

2 〔略〕

第七十条の二 前条第一項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。

一 難民等保護法第二条第一項第三号に規定する条約難民又は同項第四号に規定する補完的保護対象者であること。

二 前号の条約難民又は補完的保護対象者に係る領域においてその生命、身体、身体の自由又はその他難民条約第一条A(2)若しくは市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定により保護された権利利益を害されるおそれがあることにより、当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一～三 〔略〕

四 第五十二条第九項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理

八の四 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、仮滞在期間を経過して本邦に残留するもの

九 偽りその他不正の手段により難民の認定を受けた者

2 〔略〕

第七十条の二 前条第一項第一号から第二号の二まで、第五号若しくは第七号又は同条第二項の罪を犯した者については、次の各号に該当することの証明があつたときは、その刑を免除する。ただし、当該罪に係る行為をした後遅滞なく入国審査官の面前において、次の各号に該当することの申出をした場合に限る。

一 難民であること。

二 その者の生命、身体又は身体の自由が難民条約第一条A(2)に規定する理由によつて害されるおそれがあつた領域から、直接本邦に入つたものであること。

三 前号のおそれがあることにより当該罪に係る行為をしたものであること。

第七十一条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一～三 〔略〕

〔新設〕

由がなくて呼出しに応じないもの

五 第五十二条第十一項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

六 第五十三条の二第三項前段の規定により放免された者で、同項後段の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 仮上陸許可者収容許可状、容疑者収容許可状又は退去強制対象者収容許可状によつて身柄を拘束されている者で逃走したもの

二 【略】

〔削る〕

三 【略】

〔削る〕

〔削る〕

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 収容令書又は退去強制令書によつて身柄を拘束されている者で逃走したもの

二 【略】

三 一時庇護のための上陸の許可を受けた者で、第十八条の二第四項の規定に基づき付された条件に違反して逃亡したもの

四 第五十二条第六項の規定により放免された者で、同項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

五 【略】

六 第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者で、同条第三項の規定に基づき付された条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出しに応じないもの

七 第六十一条の二の七第三項又は第六十一条の二の十三の規定に違反して難民認定証明書又は難民旅行証明書を返納しなかつ

〔新設〕

た者

〔削る〕

八 第六十一条の二の十二第八項の規定により難民旅行証明書の返納を命ぜられた者で、同項の規定により付された期限内にこれを返納しなかつたもの

第七十三条の二 〔略〕

2 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一・二 〔略〕

三 当該外国人が第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで、第九号若しくは第十号又は難民等保護法第六十九条第三号若しくは第四号に掲げる者であること。

第七十三条の二 〔略〕

2 前項各号に該当する行為をした者は、次の各号のいずれかに該当することを知らないことを理由として、同項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一・二 〔略〕

三 当該外国人が第七十条第一項第一号、第二号、第三号から第三号の三まで、第五号、第七号から第七号の三まで又は第八号の二から第八号の四までに掲げる者であること。

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

二 〔略〕

三 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から渡航証明書、

第七十四条の六の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 他人の不法入国等の実行を容易にする目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

二 〔略〕

三 第七十条第一項第一号又は第二号の罪を犯す目的で、偽りその他不正の手段により、日本国の権限のある機関から難民旅行証明

乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

四　〔略〕

2　〔略〕

第七十五条 第十条第十項(第四十五条第二項及び第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなくて出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

附　則

1～5　〔略〕

(在留資格に係る許可の特例)

6| 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(令和三年法律
第　号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」
という。)の前日において改正法による改正前の第二十四条各号の
いずれかに該当する外国人で定住者の在留資格の取得を希望する
ものは、法務省令で定める手続により、施行日から起算して六月を
経過する日までの間に限り、法務大臣に対し次項に規定する許可を
申請することができる。

7| 法務大臣は、前項の申請をした外国人が施行日の前日において次

書、渡航証明書、乗員手帳又は再入国許可書の交付を受けた者

四　〔略〕

2　〔略〕

第七十五条 第十条第五項(第四十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなくて出頭せず、宣誓若しくは証言を拒み、又は虚偽の証言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

附　則

1～5　〔略〕

(他の政令の改正)

6| 外国人登録令の一部を次のように改正する。

〔新設〕

の各号のいずれにも該当するときは、その者に定住者の在留資格の取得を許可するものとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 本邦に継続して在留している期間が十年を超えていること。

ロ 本邦に在留している期間の年数が年齢に相当する年数に三分の二を乗じて得た年数を超えていること。

ハ 本邦に継続して在留している期間が三年を超えるかつ、その

者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者と性別を同じくする者であつてその者と婚姻関係に準ずる関係をなすことを合意した旨の契約（公正証書によりするものその他これに類するものとして法務省令で定めるものに限る。）を締結したものと含む。）、子、孫、祖父母又は兄弟姉妹が次のいずれかに該当していること。

(1) 日本人

(2) 改正法による改正前の別表第二の上欄の在留資格をもつ

て在留する者

(3) イ又はロに該当する者

(4) 特別永住者

ニ 本邦に継続して在留している期間が一年を超えるかつ、その

者の父母がハ(1)から(4)までのいずれかに該当していること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事由に該当すること。

二 改正法による改正前の第二十四条第三号から第三号の五まで、

第四号ハ、ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合を除く。）、ホ及びヌからヨまで、第四号の三、第四号の四並びに第十号のいずれにも該当しないこと。ただし、法務省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

三 改正法による改正前の第二十四条第四号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。）及びトからリまでのいづれにも該当しないこと。ただし、その者が犯した罪により同号ニ（ニに規定する罪に当たる行為が自ら入国する目的で行われたものである場合に限る。）又はトからリまでのいづれかに該当することとなつた場合において、その罪により、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金の刑に処せられたとき又は無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁錮若しくは三百万円を超える罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、若しくは刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 刑法第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

ロ 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

ハ 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の大利益が害されたと認定したもの

二 無期又は七年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、法務大臣がその犯罪行為により日本国の大利益が害されたと認定したもの

8| 法務大臣は、前項第四号ハの認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

9| 法務大臣は、附則第七項の規定による許可をすることとしたときは、出入国在留管理庁長官に、当該外国人に対し、その旨を通知させるものとする。この場合において、その通知は、出入国在留管理庁長官が、入国審査官に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置をとらせることにより行うものとする。

一 当該許可に係る外国人が中長期在留者となるとき 当該外国人に対する在留カードの交付

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該外国人に対する在留資格及び在留期間を記載した在留資格証明書の交付

10| 附則第七項の規定による許可は、それぞれ前項各号に定める措置があつた時に、その効力を生ずる。

〔新設〕

〔新設〕

11| 附則第七項の規定による許可を受けた者（以下「特例許可者」という。）が当該許可の効力の生ずる時までに第七十条第一項第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第十号まで若しくは第七十二条第二号、改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法による改正前の第七十条第一項

第一号から第三号の三まで若しくは第五号から第八号の三まで若しくは第七十二条第二号又は難民等保護法第六十九条第二号から第四号までの罪を犯した者であるときは、その刑を免除する。

12| 特例許可者については、当該特例許可者が施行日の前日において改正法による改正前の第二十四条各号のいずれかに該当する行為を行い、かつ、附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時までに当該行為を引き続き行つていたことを理由としては、第五章に規定する退去強制の手続（第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続を含む。）を行わない。

〔新設〕

13| 法務大臣は、特例許可者が附則第七項の規定による許可の効力の生ずる時以後に死刑、無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁錮若しくは三百円を超える罰金の刑に処せられ、又は刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すものとする。

〔新設〕

14| 法務大臣は、特例許可者について、偽りその他不正の手段により

〔新設〕

附則第七項各号のいずれにも該当するものとして同項の規定による許可を受けた事実が判明したときは、法務省令で定める手続により、当該特例許可者が現に有する在留資格を取り消すことができる。

15| 第二十二条の四第二項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）の規定は、前二項の規定による在留資格の取消しに準用する。この場合において、同条第七項本文中「第一項（第一号及び第二号を除く。）」とあるのは「附則第十三項又は附則第十四項」と読み替えるものとする。

16| 附則第六項の申請をした外国人に対する出入国管理法の規定の適用については、第十九条の八第一項中「又は第五十条の二第一項」とあるのは「第五十条の二第一項又は附則第七項」と、第二十二条の四第一項（第八号中「若しくは第五十条の二第一項」とあるのは「、第五十条の二第一項若しくは附則第七項」と、第二十四条第二号の四中「第二十二条の四第七項本文〔〕とあるのは「第二十二条の四第七項本文（附則第十五項及び」と、第五十九条の二第一項中「若しくは第五十条の二第一項」とあるのは「、第五十条の二第一項若しくは第五十条の二第一項」とあるのは「、第六十一条の二第二項第一号中「第二十二条の四第二項〔〕とあるのは「第二十二条の四第二項（附則第十五項及び」と、「第二十二条の四第三項ただし書〔〕とあるのは「第二十二条の四第三項ただし書（附則第十五項及び」と、第六十

〔新設〕

一条の九の二第一項中「又は第六項」とあるのは「又は第六項（附則第十五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「できる。」とあるのは「できる。ただし、附則第十五項の規定による書類の送達については、この限りでない。」と、別表第二中「第四十七条の二」とあるのは「第四十七条の二、附則第七項」とする。

17| 附則第六項から前項までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

18| 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

一 偽りその他不正の手段により、附則第七項の規定による許可を受けた者

二 附則第十五項において準用する第二十二条の四第七項本文の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間を経過して本邦に残留するもの

（検討）

19| 政府は、外国人の我が国における生活の安定に資するよう、就労に必要な在留資格に係る制度等の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

別表第一（第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の二、第二十二条の四、第二十四条関係）

一〇五　〔略〕

別表第一（第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の二、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

別表第一（第二条の二、第二条の五、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第十九条の十六、第十九条の十七、第十九条の三十六、第二十条の二、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条の二の八関係）

一〇五　〔略〕

〔略〕

〔略〕

〔略〕